

議案第15号

田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月14日

田川市長 二場 公人

理 由

本案は、一般廃棄物について、家庭系と事業系の適正な分別を推進し、一般廃棄物の減量を図るため、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

目次中「第15条」を「第16条」に、
「第3章 手数料等（第16条・第17条）
第4章 雑則（第18条—第20条）」

「第3章 事業系廃棄物の処理（第17条—第19条）
を第4章 手数料等（第20条・第21条）に改める。
第5章 雑則（第22条—第24条）」

第2条中「という。）」の次に「において使用する用語」を加える。

第8条中「定め、」を削る。

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物の処理に支障のない限りにおいて事業系廃棄物を処理するものとする。

第4章中第20条を第24条とし、第19条を第23条とし、第18条を第22条とし、同章を第5章とし、同章の前に次の1章を加える。

第4章 手数料等

（一般廃棄物処理等手数料）

第20条 一般廃棄物の処理等に係る手数料は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理業の許可手数料）

第21条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは一般廃棄物処分業の許可又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者で許可書の再交付を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手数料を納めなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者 1件につき4,000円

(2) 一般廃棄物収集運搬業の許可の変更を受けようとする者 1件につき4,000円

(3) 許可証の再交付を受けようとする者 1件につき500円

第3章を次のように改める。

第3章 事業系廃棄物の処理

(事業系廃棄物の適正処理)

第17条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は法第7条第1項の規定により許可を受けた者（同項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。）に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所の設置)

第18条 事業者は、事業系廃棄物を適正に分別し、その建物又は敷地内にその保管場所を設置するよう努めなければならない。

(事業系廃棄物の搬入基準)

第19条 事業者（事業者から収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）は、事業系廃棄物を市長が指定する処理施設に搬入する場合には、規則で定める搬入基準に従わなければならない。

第15条中「法第20条の2第3項に規定する登録廃棄物再生事業者」を「登録廃棄物再生事業者（法第20条の2第1項の規定により登録を受けた者をいう。）」に改め、第2章中同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条第3項中「当該事業者が排出する一般廃棄物」を「当該一般廃棄物」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の見出し中「届出」を「申出」に改め、同条中「処分すること」を「処理すること」に、「届け出なければならない」を「申し出なければならない」に改め、同条を第12条とし、第10条第2項中「事業者等は、」の次に「自ら」を、「処理する」の次に「ことが困難な」を加え、「田川市川崎町清掃センター」を「市長が指定する一般廃棄物処理施設」に改め、同条第3項を削り、同条を第11条とし、第9条の2第1項後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 市又は市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を行う者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

第9条の2を第10条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第20条関係）

ごみ処理等手数料

区分	種類	指定する袋等	単位	金額
----	----	--------	----	----

家庭系	可燃ごみ	指定袋（大）	10枚	420円
		指定袋（中）		320円
		指定袋（小）		210円
	かん・びん	指定袋（大）		150円
		指定袋（小）		100円
	不燃ごみ	指定袋（大）		320円
		指定袋（小）		210円
	ペットボトル	指定袋（大）		150円
	その他プラスチック	指定袋（大）		150円
	長さ1メートル以内で重量が10キログラム以内の大型ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	シール	1枚	100円
その他の大型ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）				300円
特定家庭用機器廃棄物				2,000円
事業系	可燃ごみ	事業用指定袋	10枚	1,100円

備考

- (1) 金額には消費税及び地方消費税の額を含む。
- (2) 「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の政令で定める機器が廃棄物となったものをいう。

別表第2（第20条関係）

し尿処理手数料

区分	単位	金額
特別に手数料を要しないもの	10リットル	126円50銭
特定条件のため特別に手数料を要するもの		129円80銭

備考

- (1) 10リットル未満は、10リットルとみなす。
- (2) 徴収する手数料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (3) 金額には消費税及び地方消費税の額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。